

長野市福祉医療費給付金制度の概要

目的

老人、乳幼児、障害者、父子家庭の父子及び母子家庭の母子の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、福祉医療費給付金を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

諮問の理由

乳幼児の福祉医療費給付対象者拡大の市民要望が大きいこと。

精神障害者の福祉医療費給付対象拡大への市民要望が大きいこと。

国において医療保険制度が大幅に見直されようとしていること。

対象者

(平成18年1月現在)

対象者	人数
乳幼児(就学前まで)	16,714
障害児	642
障害者	4,461
65歳以上重度障害者	6,309
母子家庭の母子	6,675
父子家庭の父子	373
老人(68,69歳、低所得)	103
計	35,277

給付内容

保険診療の一部負担金から、高額療養費、付加給付、1レセプトあたり300円を差し引いた額を給付

入院時食事療養費標準負担額の2分の1

給付のしくみ

資格取得申請後、福祉医療費受給者証発行。受給対象者が長野県内の医療機関等に受給者証を提示、医療機関等から提供される情報に基づき、給付金を毎月28日に給付(口座振込)

事業の運営に要する予算(17年度)

扶助費(給付金) 14億4,036万円

その他事務費 1億3,949万円

県の要綱に定める要件に該当する場合、県から市へ補助金が支出される。

諮問内容と答申の予定時期

乳幼児

対象者の範囲について

平成18年4月

精神障害者

対象者の範囲、給付内容について

平成18年8月

医療保険制度全般の見直しなどに伴う福祉医療費給付金制度全体の検討

平成19年8月

社会福祉審議会 福祉医療の審議日程について

	全 体 会	乳 幼 児	精 神 障 害	制 度 全 般
H18 1月	1/31分科会設置 (事業概要説明)			
2月		2/27 事業説明及び審議		
3月		3/22 審議 (答申案作成)		
4月	正副委員長 答申			
5月			事業説明及び審議	
6月	乳幼児 答申報告			
7月			審議 (答申案作成)	
8月	正副委員長 答申			
9月				
10月				事業説明及び審議
11月				
12月				
H19 1月	精神障害 答申報告			審議
2月				
3月				
4月				審議
5月				
6月	全般 中間報告			
7月				審議 (答申案作成)
8月	正副委員長 答申			
9月				